

③ ▶ 雇用保険

会社を退職したあと、失業給付（基本手当）を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」等を受ける必要があります。失業給付（基本手当）の日数は、雇用保険の被保険者であった期間および離職の理由などで決定されます。

病気などで職業に就くことができない場合は、失業給付（基本手当）を受けることはできませんが、30日以上働くことができなくなった日の翌日から1か月以内にハローワークに受給期間延長の申請をすることにより、失業給付の受給期間を最大3年間加えることができます。

問い合わせ：住所を管轄するハローワーク（P.58参照）

④ ▶ 住宅ローン

金融機関で住宅ローンを契約する場合の多くは、団体信用生命保険への加入が借入れの条件となっています。団体信用生命保険は、住宅ローンの返済途中で、死亡・高度障害になった場合に、本人に代わって生命保険会社が住宅ローン残高を支払うというものです。例えば、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の団体信用生命保険では、「加入者が死亡または高度障害状態（中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するものを含む）になった場合、残りの住宅ローンは全額返済を免除する」としています。住宅ローンの融資を受けた金融機関によって、契約内容が異なるので、ローン契約をした金融機関の担当者に尋ね、契約内容を確認してください。

⑤ ▶ 生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の支払いは終了して、契約のみ残す方法もあります。

生命保険会社の介護保険

公的介護保険以外に、生命保険会社によるもので、保険会社の定める所定の要介護状態に該当する場合、契約時に定めた金額を受取人が受け取ることのできる「現金給付」です。年齢制限はないことが多いです。

⑥ ▶ 高度障害保険金

高度障害になった時に受け取れるもので、死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。

高度障害状態

- 1 両目の視力を全く、永久に失ったもの
- 2 言語または咀嚼機能を全く、永久に失ったもの
- 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身、常に介護を要するもの
- 4 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く、永久に失ったもの
- 5 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く、永久に失ったもの
- 6 1上肢を、手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く、永久に失ったもの
- 7 1上肢の用を全く、永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

*若年性認知症では、3の要件に当てはまる場合があります。

*高度障害保険金は、加入する生命保険会社に保険対象者本人が請求する必要があります。指定代理人による保険金請求が可能な場合もあります。

*少なくとも、6か月間、症状が継続し、回復の見込みがないなど、その他の条件が必要な場合もあります。

*高度障害の認定は、加入する生命保険会社が、障害診断書を基に判断します。

*障害年金の1級、2級に該当している場合は、高度障害保険金を受け取ることができる可能性があるので、保険会社に問い合わせてください。

*加入している生命保険に「介護特約」がついている場合は、高度障害に該当しない場合でも、一定の条件を満たしていれば、保険金を請求できることがあります。

*保険会社によって「高度障害状態」の認定条件は異なります。

⑦ ▶ 障害者総合支援法

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、障害の支援の度合いや勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」、利用者に合ったサービスが提供できるよう個別支援計画等を作成する「相談支援事業」があります。

障害福祉サービス

〈介護給付〉

サービスの種類	サービスの内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ又は食事などの介護を行います。
重度訪問介護	常時介護をする重度の肢体不自由者の方などに対して、自宅での、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援など総合的な介護を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に対して、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動の援護等の支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、病院などで機能訓練、療養管理、看護、介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に入浴、排せつ、食事等の介護や、創造的活動、生産活動の機会提供などを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設などで入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な重度の障害のある人に対して、居宅介護やその他の障害福祉サービスなど複数のサービスを包括的に行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

〈訓練等給付〉

サービスの種類	サービスの内容等
自律訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に対して、一定期間生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供や生産活動などの機会の提供を通じた知識や能力向上のための必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、主に夜間の相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

*就労継続支援A型（雇用型）：利用開始時、65歳未満で特別支援学校を卒業した人や離職した人を対象に、雇用契約に基づいて働きながら、一般就労も目指します。就労を希望する65歳未満の障害者で、一般的な事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象です。

*就労継続支援B型（非雇用型）：一般企業就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに仕事をすることで働く場を提供し、社会的自立を目指して、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

どちらも窓口は、市区町村の障害福祉担当課等（P.51参照）

地域生活支援事業

〈地域生活支援事業〉

サービスの種類	サービスの内容等
移動支援	障害のある人が円滑に外出できるよう、移動を支援するガイドヘルパーを利用できます。
地域活動支援センター	創意的な活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を行います。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を行います。

相談支援事業

〈計画相談支援〉

サービスの種類	サービスの内容等
サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

〈地域相談支援〉

サービスの種類	サービスの内容等
地域移行支援	障害者支援施設等を利用していける障害者に対し、住居の確保や相談、外出の際の同行等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活する障害者等を対象に、常時連絡できるようにし、緊急時の支援も行います。

○障害福祉サービス利用の手続き

サービスの利用にあたっては、居住地の市町村からサービス支給決定を受ける必要があります（サービスの内容は各市町村によって異なります）。

市町村に利用申請をすると、障害支援区分認定調査等を経て障害支援区分の認定が行われます。さらに、社会活動や介護者、居住などの勘案事項調査及びサービス利用の意向聴取やサービス等利用計画書案の提出を経て、支給決定がなされます。

○介護保険サービスとの関連

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスが優先されます。しかし、介護保険サービスに相当するサービスがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるものについては、支給を行うことができます。

⑧ ▶ 国民年金保険料の免除制度

60歳未満の自営業の人や会社を退職した人や、会社を退職した人に扶養されていた配偶者で、60歳未満の人は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を支払います。

病気や退職等で収入が減って、保険料の支払いが困難となった場合には、保険料が免除になることがあります。

国民健康保険料（税）の免除制度

国民年金の第1号被保険者は、60歳になるまで国民年金に加入して保険料を納めなければなりません。しかし、収入の減少や失業等により、経済的に保険料の支払いが困難な場合、申請により、国民年金の保険料が全額または一部免除されることがあります。

問合せ窓口：市町村の国民年金担当課（P.54参照）

⑨ ▶ 生活福祉資金貸付制度

所得が低い世帯に対して、低利あるいは無利子で資金を貸し付けたり、必要な援助指導を行ったりして、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を促し、世帯の安定した生活を確保するための制度です。

問合せ窓口：市町村の社会福祉協議会（P.57参照）

⑩ ▶ 子どもの就学資金

世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、国の制度として、日本政策金融公庫が行っている「教育ローン」、日本学生支援機構奨学金などがあります。また、「就学扶助制度」を行っている自治体もありますので、詳細はお住まいの教育委員会にお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：TEL0570-008-656（ハローコール）

日本学生支援機構：TEL0570-666-301